

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災構造の強化

[施策の基本方針]

津波による被害を最小限に抑えるため、津波に強いまちづくりを計画的に推進するとともに、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の手法を検討し、総合的な都市防災構造の強化を目指す。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 土地利用計画 1. 津波防災まちづくりの推進	<input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 開発審査課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 区画整理課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課 <input type="checkbox"/> 建築行政課 <input type="checkbox"/> 景観課 <input type="checkbox"/> 建築住宅課
第2項 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画	<input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 区画整理課
第3項 公園・緑地整備計画	<input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課 <input type="checkbox"/> 景観課

第1項 土地利用計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第1節 第3項 1. 土地利用計画】を参照する。ただし、津波に強いまちづくりを推進するため、次の事項について対策を講じる。

1. 津波防災まちづくりの推進

(1) 津波災害対策の実施

市は、次の2つのレベルの津波を想定し、津波災害対策を実施する。

■津波災害対策の前提とする2つのレベルの津波

レベル	津波災害対策の基本的な考え方
レベル1 (L1) 最大クラス (L2) の津波に比べて津波高は低い、発生頻度が高く大きな被害をもたらす津波	人命保護に加え、住民の財産保護、地域経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、国、県等関係機関と連携し、地域特性を考慮したうえで河川・河川堤防の改修、海抜の低い地域への防潮堤や防潮扉等の海岸保全施設の整備を推進する。
レベル2 (L2) 発生頻度は低い、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波	住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上、津波時の指定緊急避難場所や避難路の指定・整備、警戒避難体制の整備などの対策を実施する。

(2) 津波防災地域づくり推進

市は、津波防災地域づくりに関する法律（以下、「津波法」という。）に基づき策定した津波

防災地域づくり推進計画をもとに、国・県等の関係機関との連絡・調整を図りながら、津波防災地域づくりを推進する。

(3) 津波防災まちづくりのための連携の推進

市は、津波災害対策の基本的な考え方、津波防災地域づくり推進計画等を踏まえ、関係部局の共同により地域防災計画、都市計画、道路・交通計画等の連携を図り、津波防災まちづくりを推進する。

■ 第2項 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画

本項目については【地震災害対策編 第2章 第1節 第2項土地区画整理事業・市街地再開発事業計画】を参照する。

■ 第3項 公園・緑地整備計画

本項目については【地震災害対策編 第2章 第1節 第3項公園・緑地整備計画】を参照する。

第2節 海岸・河川等の整備と管理

【施策の基本方針】

発生頻度の高い津波を想定した河川・海岸施設の整備と併せて、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスに対しては粘り強く効果を発揮できるよう各整備を国、県等に要請する。また、水門、陸閘等の操作者の安全確保が図られるようあらかじめ体制を整えるとともに整備の自動化等に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 河川対策 1. 粘り強い河川堤防等の整備推進 2. 水門等の操作 3. 排水体制整備	<input type="checkbox"/> 土木課
第2項 海岸の整備 1. 粘り強い海岸護岸等の整備推進	<input type="checkbox"/> 土木課

第1項 河川対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第1節 第1項 1. 河川等対策】、【地震災害対策編 第2章 第4節 第1項河川対策】を参照する。

ただし、津波災害を考慮し、次の事項について特に対策を講じるよう要請する。

1. 粘り強い河川堤防等の整備推進

市は、河川堤防等の整備について、発生頻度の高い津波に対しては防御できるよう、また、最大クラスの津波に対しては粘り強い効果を発揮できるよう国、県等に要請する。

2. 水門等の操作

市は、大津波警報等発令時や津波襲来時における水門等の操作に関する「対応指針」や「操作要領」に基づき、水門等を操作する者の安全を確保するとともに、津波到着までに水門等の操作を迅速・確実に行うための体制、手順について、平常時から具体的に検討しておく。

また、施設管理者の国・県に対し、施設の遠隔操作化及び無動力化への改修の要望を行っている。

3. 排水体制整備

津波によって浸水が発生した場合、状況により応急排水が実施できるよう関係機関と調整を図る。

第2項 海岸の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第1節 第1項 5. 海岸の整備】を参照する。
ただし、津波災害を考慮し、次の事項について特に対策を講じるよう要請する。

1. 粘り強い海岸護岸等の整備推進

市は、海岸護岸等の整備について、発生頻度の高い津波に対しては防御できるよう、また、最大クラスの津波に対しては粘り強い効果が発揮できるよう国、県等に要請する。

第3節 道路等交通関係施設の整備と管理

【施策の基本方針】

災害を防止するため、所管施設等の実態を把握するとともに、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

また、大規模災害発生時には道路の被害が即時表面化し、住民の避難行動や災害応急対策の障害となるため、交通途絶時の迂回路や緊急輸送道路の指定等について検討する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 道路施設等の点検・整備計画	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課

第1項 道路施設等の点検・整備計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第2節 第1項道路施設等の点検・整備計画】、【地震災害対策編 第2章 第5節 第1項道路施設等の点検・整備計画】を参照する。

第4節 ライフライン施設の機能確保

【施策の基本方針】

上水道及び下水道施設の地震・津波等災害時の被害を最小限に抑え、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な対策を実施するとともに、浸水災害等の被害を未然に防止するために必要な施設の整備、更新・拡充を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 上水道、下水道施設災害予防計画	<input type="checkbox"/> 上下水道局
第2項 ガス、電力、通信施設災害予防計画	<input type="checkbox"/> 宮崎ガス(株) <input type="checkbox"/> 九州電力(株) <input type="checkbox"/> 九州電力送配電(株) <input type="checkbox"/> 西日本電信電話(株)

第1項 上水道、下水道施設災害予防計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第3節 第1項上水道施設災害予防計画、第2項下水道施設災害予防計画】、【地震災害対策編 第2章 第6節 第1項上水道、下水道施設災害予防計画】を参照する。

第2項 ガス、電力、通信施設災害予防計画

本項目については【地震災害対策編 第2章 第6節 第2項ガス、電力、通信施設災害予防計画】を参照する。

第5節 情報の収集・連絡体制の整備

【施策の基本方針】

防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡や住民等への情報伝達が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報の収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。また、夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 無線通信施設整備計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 上下水道総務課 <input type="checkbox"/> 指令課
第2項 災害時優先扱いの電話(有線通信設備)等整備計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 指令課
第3項 各種防災情報システムの整備等	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第4項 広報、広聴体制の確立	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第5項 津波監視体制の整備 1. 海上からの監視 2. 陸上からの監視	<input type="checkbox"/> 危機管理部

第1項 無線通信施設整備計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第1項無線通信施設整備計画】を参照する。

ただし、津波災害を考慮し、特に津波等の情報を迅速かつ確実に住民等に伝達するため、津波浸水想定区域内に同報系防災行政無線拡声子局を整備した。

第2項 災害時優先扱いの電話(有線通信設備)等整備計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第2項災害時優先扱いの電話(有線通信設備)等整備計画】を参照する。

第3項 各種防災情報システムの整備等

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第3項各種防災情報システムの整備等】を参照する。

第4項 広報、広聴体制の確立

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第4項広報、広聴体制の確立】を参照する。

第5項 津波監視体制の整備

市は、次の事項について津波監視体制の整備を図り、監視場所、監視者、監視情報の伝達方法をあらかじめ定めるよう努める。

1. 海上からの監視

市は、航行中の船舶及び出漁中の船舶等が異常な海象等を発見した場合に、速やかに無線等で海岸局へ通報する体制を整備する。

2. 陸上からの監視

(1) 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全性を確保でき、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

(2) 津波監視担当者の選任

市は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任する。

(3) 遠方監視設備等の導入

市は、潮位観測のために職員を海岸近くに配置することは危険であるため、地震発生直後からの潮位等海面の変化を監視するための遠方監視設備（監視カメラ等）の導入に努める。

第6節 活動体制の整備

【施策の基本方針】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、活動体制等を整備するとともに、他市町村及び防災関係機関との連携体制等の整備・充実を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 宮崎市防災会議運用計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課
第2項 宮崎市災害対策本部組織計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第3項 初動体制確立への備え	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課
第4項 広域応援体制等の整備・充実	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 消防局
第5項 航空消防防災体制の整備	<input type="checkbox"/> 消防局
第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	<input type="checkbox"/> 危機管理部

第1項 宮崎市防災会議運用計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第1項宮崎市防災会議運用計画】を参照する。

第2項 宮崎市災害対策本部組織計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第2項宮崎市災害対策本部組織計画】を参照する。

第3項 初動体制確立への備え

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第3項初動体制確立への備え】を参照する。

第4項 広域応援体制等の整備・充実

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第4項広域応援体制等の整備・充実】を参照する。

■ 第5項 航空消防防災体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第5項航空消防防災体制の整備】を参照する。

■ 第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第6項緊急時ヘリコプター離着陸場の確保】を参照する。

第7節 避難収容体制の整備

【施策の基本方針】

災害発生後に一時的かつ緊急的に避難し生命を保護するための指定緊急避難場所に加え、応急的な収容保護のための指定避難所等を指定・確保するとともに、避難誘導體制及び指定避難所の開設運営体制の整備を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備 1. 津波避難ビルの指定 2. 津波避難施設の整備 3. 避難階段等の整備 4. 津波時の避難が困難な地区の抽出及び避難対策	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 避難所所管課
第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第4項 避難誘導體制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 避難所所管課 <input type="checkbox"/> 観光戦略課 <input type="checkbox"/> 商業政策課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第5項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第6項 指定避難所の開設運営体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所 <input type="checkbox"/> 福祉総務課
第7項 応急仮設住宅の供用体制の整備	<input type="checkbox"/> 建築住宅課

第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第1項避難計画の策定と避難対象地域の指定】を参照する。

ただし、津波災害を考慮し、避難対象地域については、県が設定した津波浸水想定区域に余裕幅を加えた地域を指定する。

第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第2項指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備】を参照する。

ただし、津波災害を考慮し、緊急避難場所等の指定・整備について、次の対策を講じる。

■指定緊急避難場所・指定避難所の区分と「市地域防災計画」上の各避難施設の位置付けとの関係

区分	災害種別		
	風水害	地震災害	津波災害
<p>指定緊急避難場所</p> <p>切迫した災害の危険から逃れるために住民等が緊急的に避難する施設又は場所。</p> <p>災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定。</p>	<p>□指定避難所</p> <p>水害・土砂災害等の発生時に住民が自主的に、又は避難指示等があった場合に緊急的に避難する施設（学校、公民館等の公共施設）。</p> <p>※自主的な避難者の受入れは総合支所、地域センター及び地域事務所に隣接する指定避難所、当事務所施設内等を「自主避難所」として開放。</p>	<p>□一時避難場所</p> <p>地震の発生後、建物倒壊や火災から逃れるため、住民が緊急的に避難する場所（小中学校、高等学校等のグラウンド及び公園）。</p> <p>□指定避難所</p> <p>同上（風水害時の指定避難所のうち耐震性が確保された施設）。</p> <p>□広域避難場所</p> <p>延焼火災等の危険性があり、一時避難場所が使用できなくなった場合に避難する一定規模を有する場所（総合公園、運動公園等）。</p>	<p>【浸水想定区域内】</p> <p>□津波避難ビル</p> <p>浸水想定区域外に避難できない住民が津波から逃れるために緊急的に避難する施設（耐震・耐波性、階高が確保された施設）。</p> <p>□指定避難所</p> <p>同上（地震災害時の指定避難所のうち、津波避難ビルの要件を満たした施設。学校の場合は校舎建物（体育館ではない））。</p> <p>□津波避難タワー</p> <p>特定避難困難地域に設置された津波避難施設</p> <p>【浸水想定区域外】</p> <p>□一時避難場所</p> <p>津波から逃れるため、住民が緊急的に避難する場所（地震災害時の一時避難場所）。</p> <p>□指定避難所</p> <p>同上（地震災害時の指定避難所）。</p> <p>□津波避難ビル</p> <p>想定外の津波を考慮し、浸水想定区域外に設けられた施設（耐震性、階高が確保された施設）。</p> <p>【その他】</p> <p>□避難階段</p> <p>上記の緊急避難場所に避難できない場合に緊急的に避難する場所。</p>
<p>指定避難所</p> <p>被災者が一定期間滞在し、避難生活を送る施設。</p> <p>一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定。</p>	<p>□指定避難所</p> <p>洪水・土砂災害等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。</p> <p>□収容避難所</p> <p>災害により居住の場を失った住民、ライフライン被害により通常の生活が困難になった住民が長期間の避難生活を送る施設（風水害時の指定避難所の中から選定した施設）。</p>	<p>□指定避難所</p> <p>余震等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。</p> <p>□収容避難所</p> <p>同左（地震災害時の指定避難所の中から選定した施設）。</p>	<p>□指定避難所</p> <p>余震等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。</p> <p>□収容避難所（津波災害時の指定避難所の中から選定した施設）。</p>

注) 指定緊急避難場所、指定避難所は相互に兼ねることができる。

1. 津波避難ビルの指定

市は、次の要件に基づき指定緊急避難場所としての津波避難ビルを指定する。

■津波避難ビルの指定等の要件

項目	要件
指定すべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内を基本として指定する。 ・浸水想定区域外でも同区域に隣接する地域については指定を考慮する。

項目		要件
構造	浸水想定区域内	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性が確保された¹⁾鉄筋コンクリート造（RC）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）の構造物。 耐震性の確保された、高い開放性を有する²⁾鉄骨造（S）の構造物（自走式自動車車庫など）も可とする。
	浸水想定区域外	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性が確保された構造物。
高さ（階高）	浸水想定区域内	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域における浸水深³⁾に相当する階に2を加えた階以上の建物。 ただし、浸水深が1m以下の浸水域は2階以上の建物。
	浸水想定区域外	<ul style="list-style-type: none"> 高さ（階高）の制限なし。^{4) 5)}

注1) 「耐震性が確保された」とは、耐震診断によって安全性が確保されていること又は新耐震設計基準（昭和56年施行）に適合していること。

注2) 「高い開放性を有する」とは、津波が通り抜けることにより建築物等の部分に津波による波力の影響を受けにくい構造のもの。

注3) 浸水深は、その建物の存する地点の浸水深（宮崎県公表）とする。

注4) 1階高は3mとする（特殊な階高の構造物については、3mを1階高とみなす）。

注5) 屋上がある場合はそれを1階とみなす。

2. 津波避難施設の整備

市は、次の津波避難施設を整備する。なお、施設整備の際は、地域の実情に応じた整備内容とし、地域住民と十分に協議を行ったうえで進めていく。

■津波避難施設等の事業概要

事業の概要		整備年度
津波避難施設（避難タワー）	佐土原 ニツ立地区	平成26年度
津波避難施設（避難タワー）	赤江 蛸原地区	平成26年度
津波避難施設（複合施設）	木花 島山地区	平成26～27年度
津波避難階段	佐土原 福島地区	平成26年度
防災拠点施設	青島地域センター、青島保育所、青島児童センター、青島公民館の4公共施設を津波対策の観点から移転	平成26～28年度
津波避難施設（盛土高台）	檜 一ツ葉地区 宮崎港東地区	平成26～令和2年度

3. 避難階段等の整備

(1) 市立小・中学校の屋上への避難階段等の整備

市は、津波から円滑に避難できるよう沿岸部の市立小・中学校の屋上に一時避難用の階段を設置する。階段には夜間等の災害時に対応するため、照明装置を設置する。

■屋上への階段等を整備した小中学校

	学校名
小学校	宮崎港、青島、潮見、檜、赤江
中学校	青島、宮崎

(2) 公共施設の屋上への避難階段等の整備

市は、市が管理する沿岸地域の公共施設について津波により想定される浸水状況を勘案し、屋上等への避難階段等を整備する。

(3) 高台等への津波避難経路等の整備

市は、津波発生時における一時避難所となりえる施設が近くにない地域のうち、裏手の山や高台への避難経路を整備することにより地域住民が円滑に避難することができる地域について避難階段や避難経路等の整備している。

(重点対象地区：青島地域「白浜地区」「内海地区」)

4. 津波時の避難が困難地域の抽出及び避難対策

市は、津波到達までに避難できるビルや高台などが存在しない地域（特定津波避難困難地域）として抽出された3箇所に津波避難施設を整備している。

(対象地区：佐土原地域「二ツ立地区」、赤江地域「蛸原地区」、木花地域「島山地区」)

第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第3項指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除】を参照する。

第4項 避難誘導体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第4項避難誘導体制の整備】を参照する。

第5項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第5項指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知】を参照する。

第6項 指定避難所の開設運営体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第6項指定避難所の開設運営体制の整備】を参照する。

第7項 応急仮設住宅の供用体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第7項応急仮設住宅の供用体制の整備】を参照する。

第8節 要配慮者等安全確保体制の整備

【施策の基本方針】

市は、災害発生時に自分の身を守るための適切な防災行動がとりにくい要配慮者を優先的に援助するため、地域住民・団体や社会福祉施設・医療機関等と連携し、各地域で要配慮者に配慮した防災・避難訓練を行うなど要配慮者支援体制を強化する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 社会福祉施設、医療機関等の対策	<input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 健康管理部 <input type="checkbox"/> 子ども未来部 <input type="checkbox"/> 学校施設課
第2項 在宅の要配慮者対策	<input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 健康管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所 <input type="checkbox"/> 子ども未来部
第3項 避難行動要支援者対策	<input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 健康管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所 <input type="checkbox"/> 子ども未来部
第4項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施	<p>【要配慮者ごとの担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援が必要な高齢者 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>地域包括ケア推進課 <input type="checkbox"/>介護保険課 ・障がい者 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>障がい福祉課 <input type="checkbox"/>健康支援課 <input type="checkbox"/>地域保健課 ・難病患者 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>健康支援課 <input type="checkbox"/>親子保健課 ・傷病者 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>親子保健課 <input type="checkbox"/>健康支援課 <input type="checkbox"/>地域保健課 ・乳幼児、妊産婦、小学生 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>保育幼稚園課 <input type="checkbox"/>学校教育課 <input type="checkbox"/>地域保健課 <input type="checkbox"/>子育て支援課 <input type="checkbox"/>親子保健課 ・日本語が不自由な外国人 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>秘書課

第1項 社会福祉施設、医療機関等の対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第1項社会福祉施設、医療機関等の対策】を参照する。

第2項 在宅の要配慮者対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第2項在宅の要配慮者対策】を参照する。

第3項 避難行動要支援者対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第3項避難行動要支援者対策】を参照する。

■ 第4項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第4項要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施】を参照する。

第9節 救急・救助及び消火活動体制の整備

【施策の基本方針】

大規模災害時の火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限に抑えるため、火災予防対策、消防力・消防施設の整備・強化を図るとともに、関係機関と連携し、救急・救助体制の整備を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 消防活動困難地区等の火災予防対策	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 予防課
第2項 防災管理体制の強化対策	<input type="checkbox"/> 予防課
第3項 予防指導・査察計画	<input type="checkbox"/> 予防課
第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策	<input type="checkbox"/> 消防総務課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 予防課
第5項 救急・救助体制の整備	<input type="checkbox"/> 消防総務課 <input type="checkbox"/> 警防課

第1項 消防活動困難地区等の火災予防対策

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第1項消防活動困難地区等の火災予防対策】を参照する。

第2項 防火管理体制の強化対策

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第2項防火管理体制の強化対策】を参照する。

第3項 予防指導・査察計画

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第3項予防指導・査察計画】を参照する。

第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第4項消防力・消防施設等の整備強化対策】を参照する。

第5項 救急・救助体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第5項救急・救助体制の整備】を参照する。

第10節 医療救護体制の整備

【施策の基本方針】

迅速、的確な医療救護活動を行い人的被害を最小限に抑えるため、通常の医療体制に加え、災害時に機能する医療救護体制を確立するとともに、必要な施設設備、医薬品等を確保・整備する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 災害時医療体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 保健医療課
第2項 医療施設・設備の整備	<input type="checkbox"/> 建築行政課 <input type="checkbox"/> 保健医療課
第3項 医薬品等の確保	<input type="checkbox"/> 保健医療課

第1項 災害時医療体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第11節 第1項災害時医療体制の整備】を参照する。

第2項 医療施設・設備の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第11節 第2項医療施設・設備の整備】を参照する。

第3項 医薬品等の確保

本項目については【風水害対策編 第2章 第11節 第3項医薬品等の確保】を参照する。

第11節 緊急輸送体制の整備

【施策の基本方針】

大規模災害による被害の軽減、並びに災害発生時から避難・救助をはじめ、迅速かつ的確な物資供給等の応急活動のために、あらかじめ緊急車両の通行を確保すべき重要な道路（以下、「緊急輸送道路」という。）を選定し、重点的に道路及び施設等の安全性を強化する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 緊急輸送道路の整備	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課
第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第3項 緊急輸送体制の確保	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 管財課

第1項 緊急輸送道路の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第12節 第1項緊急輸送道路の整備】を参照する。

第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進

本項目については【風水害対策編 第2章 第12節 第2項緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進】を参照する。

第3項 緊急輸送体制の確保

本項目については【風水害対策編 第2章 第12節 第3項緊急輸送体制の確保】を参照する。

第12節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備

【施策の基本方針】

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合に、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達・供給体制の整備を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 給水体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 上下水道総務課
第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第3項 資機材等の供給体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 上下水道総務課 <input type="checkbox"/> 警防課

第1項 給水体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第16節 第1項給水体制の整備】を参照する。

第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第16節 第2項食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備】を参照する。

第3項 資機材等の供給体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第16節 第3項資機材等の供給体制の整備】を参照する。

第13節 防災知識の普及

【施策の基本方針】

被害を最小限に抑えるため、ハード面の施策と同時に、防災教育や訓練等により職員や住民の防災知識の普及を図り、ソフト面での防災力を向上させる。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 防災知識普及計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第2項 職員に対する防災知識普及	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課
第3項 住民に対する防災知識普及	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所

第1項 防災知識普及計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第14節 第1項防災知識普及計画】を参照する。ただし、津波災害を考慮し、次の内容について普及を図る。

■津波に関する防災知識の普及

	内容
一般住民に対する内容	<p>ア 津波警報、避難指示等の意味合い</p> <p>イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、高台などの安全な場所に急いで避難する。</p> <p>ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話（緊急速報メールを含む）、無線放送などを通じて入手する。</p> <p>エ 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。</p> <p>オ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</p> <p>カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除までは気をゆるめず、海浜部には近づかない。</p>
船舶に対する内容	<p>ア 津波警報、避難指示等の意味合い</p> <p>イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い地域）に退避する。</p> <p>ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。</p> <p>エ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、直ちに港外に退避する。</p> <p>オ 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。</p> <p>カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ※港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。</p>

■ 第2項 職員に対する防災知識普及

本項目については【風水害対策編 第2章 第14節 第2項職員に対する防災知識普及】を参照する。

■ 第3項 住民に対する防災知識普及

本項目については【風水害対策編 第2章 第14節 第3項住民に対する防災知識普及】を参照する。

ただし、津波災害を考慮し、津波による浸水想定区域、指定緊急避難場所等、避難路、地盤標高、建物の高さ等を表示した津波ハザードマップの整備を行い、住民等に周知する。また、状況の変化が生じた場合は、適宜更新する。

第14節 自主防災組織等の育成強化

【施策の基本方針】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方のもと、自主防災組織に対して防災意識・近隣互助の精神等の高揚を図り、初期消火、救出・救護、集団避難、給水、給食等の防災活動を円滑に実施できるよう育成強化を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 自主防災組織の活動促進・支援	<input type="checkbox"/> 地域安全課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署
第2項 自主防災組織の育成計画	<input type="checkbox"/> 地域安全課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署
第3項 企業等における防災活動の推進	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 予防課 <input type="checkbox"/> 消防署
第4項 地区防災計画の策定	<input type="checkbox"/> 地域安全課

第1項 自主防災組織の活動促進・支援

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第1項自主防災組織の活動促進・支援】を参照する。

第2項 自主防災組織の育成計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第2項自主防災組織の育成計画】を参照する。

第3項 企業等における防災活動の推進

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第3項企業等における防災活動の推進】、【地震災害対策編 第2章 第19節 第3項企業等における防災活動の推進】を参照する。

第4項 地区防災計画の策定

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第4項地区防災計画の策定】を参照する。

ただし、津波災害を考慮し、自主防災組織等は、消防団等と連携・協力し、地域の避難や要配慮者支援の方法等を定めた「地域津波避難行動計画」を策定する。市は、自主防災組織等が地域津波避難行動計画を策定するために必要な資料・図面の提供、人的・技術的支援を行う。

第15節 防災関係機関の防災訓練の実施

【施策の基本方針】

市は、基本法第48条及び水防法第35条に基づき災害応急対策の習熟を図るとともに、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図るため、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て各種災害を想定した訓練を実施する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 総合防災訓練・市民参加型訓練	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ課 <input type="checkbox"/> 文化・市民活動課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第2項 各種防災訓練計画 1. 津波防災訓練の実施	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第3項 防災訓練の検証	<input type="checkbox"/> 危機管理部

第1項 総合防災訓練・市民参加型訓練

本項目については【風水害対策編 第2章 第16節 第1項総合防災訓練・市民参加型訓練】を参照する。

第2項 各種防災訓練計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第16節 第2項各種防災訓練計画】を参照する。ただし、津波災害を考慮し、次の事項について特に対策を講じる。

1. 津波防災訓練の実施

市は、津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な情報のもとで避難活動が行えるよう夜間等様々な条件に配慮し、定期的な防災訓練を実施し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の熟知を図る。特に、津波については個人による自主避難行動が重要であるため、その啓発に努める。

■津波防災訓練

種類	内容
住民の防災訓練等	津波による被害のおそれのある地域の住民については、日常から避難場所、避難経路を周知させるとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化を図る。

種類	内容
教育施設での訓練等	<p>ア 教育施設においては、日常の教育で避難場所や避難方法等の周知を図るとともに、津波発生時に適切な判断や行動選択ができるよう、必要に応じて地域住民や関係機関と連携しながら、定期的に防災訓練を行う。</p> <p>イ 野外活動中における津波発生に備え、避難場所や避難経路等の事前確認や事前指導、発生時における引率者の具体的な対応について周知徹底を図る。</p>
要配慮者及び医療施設での安全確保	<p>ア 医療施設等は、基本的に津波に対して安全な場所を確保するほか、施設並びに関係機関を含めた防災組織の組織化を図り、万一の場合に備えた避難訓練を行う。</p> <p>イ 高齢者、障がい者等の安全確保のために、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得た避難訓練を行う。</p>
船舶等の安全確保	<p>宮崎海上保安部、県等関係機関と連携し、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速適切に行われるよう、総合防災訓練等の実施に併せ、津波来襲時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知に努める。</p>

第3項 防災訓練の検証

本項目については【風水害対策編 第2章 第16節 第3項防災訓練の検証】を参照する。

第16節 ボランティアの環境整備

【施策の基本方針】

大規模な災害が発生し、相当規模の救援活動を必要とする場合など円滑な活動へのボランティアの参画を想定し、平常時から災害ボランティア活動の環境整備に努める。

また、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう宮崎市民活動センターの活用並びに宮崎市社会福祉協議会所管の宮崎市災害ボランティアセンターとの協力体制の確立を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 活動支援体制の整備	<input type="checkbox"/> 文化・市民活動課 <input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課
第2項 ボランティアの養成・登録	<input type="checkbox"/> 文化・市民活動課 <input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課

第1項 活動支援体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第17節 第1項活動支援体制の整備】を参照する。

第2項 ボランティアの養成・登録

本項目については【風水害対策編 第2章 第17節 第2項ボランティアの養成・登録】を参照する。

第17節 津波災害に関する調査・研究等の推進

【施策の基本方針】

災害の未然防止と被害の軽減のため、必要となる調整・研究や情報収集を積極的に行うとともに、住民等と連携した災害教訓の伝承、各種データの保存・整備に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 調査・研究の推進	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 警防課
第2項 調査・研究項目	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 警防課
第3項 災害教訓の伝承	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課
第4項 各種データの保存・整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課

第1項 調査・研究の推進

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第1項調査・研究の推進】を参照する。

第2項 調査・研究項目

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第2項調査・研究項目】を参照する。

第3項 災害教訓の伝承

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第3項災害教訓の伝承】を参照する。

第4項 各種データの保存・整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第4項各種データの保存・整備】を参照する。